豊 情 個 審 答 申 第 6 0 号 令和 3 年 (2021 年) 4 月 3 0 日

豊中市教育長 岩 元 義 継 様

> 豊中市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 塩 川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分及び自己情報部分訂正決定処分について(答申)

令和2年10月22日付け豊教総第1179号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求及び訂正等請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「「平成30年度(2018年度)児童生徒の問題行動・不登校 等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」のうち長期欠席生の状況」に係る自己情報 部分開示決定及び自己情報部分訂正決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和2年1月29日、豊中市個人情報保護条例(令和17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき「豊中市立〇〇〇小学校〇年〇組在学中(現在〇年〇組在籍)長期に渡り不登校になった理由、原因等を書き記した文書。どのように学校長が〇年〇組担任、〇〇〇に指導したかを記載したもの。〇〇〇小学校から豊中市教育委員会に報告、提出された内容のものすべて」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下「実施機関」という。)は、令和2年2月7日、本件開示請求に係る自己情報を「「平成30年度(2018年度)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」のうち長期欠席生の状況」(以下「本件自己情報」という。)と特定し、「開示文書のうち、当該児童以外の児童に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため開示できません。」及び「開示文書のうち状況について等は開示することにより、学校事務又は事業の性質上の、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため開示できません。」との理由を付して自己情報部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 本件処分1に対する審査請求

審査請求人は、令和2年3月9日、本件処分1を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

4 訂正請求

審査請求人は、令和2年3月9日、条例第33条第1項の規定に基づき本件自己情報の訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

5 本件訂正請求に対する実施機関の決定

実施機関は、令和2年4月3日、本件開示請求に係る自己情報を本件自己情報と特定 し、訂正等の内容については「「状況について」欄のうち、「相談・指導を受けた学校内 外の機関等」欄の「その他」を〇に訂正する。」及び「「指導結果状況」欄のうち、「登 校には至らないが好ましい変化があった」の〇を空欄に、「指導中」を〇に、それぞれ訂正する。」とし、訂正等をしない部分及び理由については、「訂正等の内容『「理由」欄の「教職員との関係をめぐる問題」を〇に、「その他」の〇を空欄に、それぞれ訂正を請求する』について、「当該文書における当該箇所は学校関係者の見解を記したものであり、訂正等請求の内容について学校関係者への聞き取り調査を行った結果、事実の誤りは認められなかったため。」として自己情報部分訂正決定(以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に通知した。

6 本件処分2に対する審査請求

審査請求人は、令和2年7月3日、本件処分2を不服として、法の定めるところにより、審査庁に対し審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

7 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、令和2年10月22日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分1及び2(以下「本件処分等」という。)のうち、不開示の部分を開示し、及び不訂正の部分を訂正するよう求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び反論書の内容をまとめると以下のとおりである。

1 本件処分1について

学校側の認識と保護者側の認識が合っているかを確認したい為。

2 本件処分2について

「訂正等をしない部分及び理由」欄に、記載された内容は別添付資料の事実と異なる為

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 本件処分1について
 - ① 条例第20条第2号該当性

本件自己情報には、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の欠席日数、欠 席理由等が記録されており、個人情報の本人である児童以外の児童の氏名、欠席状況 等に関する情報が含まれている。よって、本件自己情報が全て開示された場合、開示 請求者以外の特定の個人が識別されることとなるため、当該他の児童に関する情報 は、不開示とする旨決定されたものである。

② 条例第20条第5号該当性

本件自己情報に係る調査は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実態把握を 行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを 目的になされるものである。当該調査を実施するに当たっては、各学校が保護者等の 第三者の意見に影響されることのない主体的な調査を行うことが、より精緻な実態 把握を可能とし、上記目的の達成に資することとなる。

「状況について」の欄を開示してしまうと、記載内容について、当事者又は保護者が質問、苦情、批判等を行うことが容易に想定され、将来行われることとなる同種の調査において調査者に対して萎縮的効果を及ぼすこととなる。これにより、精緻な実態把握が妨げられ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応は困難なものとなることから、調査事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす恐れがあるものといえる。

③ 本件審査請求に対する意見

本来、審査請求の理由においては、不開示決定処分の違法性が主張されるべきものであるが、本件審査請求においては、「学校側の認識と保護者側の認識が合っているか確認する」ことが理由とされており、これは開示請求の動機となれども不開示決定処分の取消しを求める理由にはならないものである。本件不開示決定処分について、審査請求人がいかなる点を争点とするものか明らかにされたい。

2 本件処分2について

① 本件自己情報のうち「理由」欄は、本件自己情報に係る調査の実施主体である豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の評価に関する部分であり、その主観に基づき主体的に調査結果を記載することが求められている項目である。本件調査は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実態把握を行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的になされるものであるところ、当該調査を実施するに当たっては、各学校が保護者等の第三者の意見に影響されることのない主体的な調査を行うことが、より精緻な実態把握を可能とし、上記目的の達成に資することとなるからである。

もし仮に保護者等の第三者の意見を参考にしながら調査を行った場合、当該者から調査結果に対する質問、苦情、批判等がなされることが容易に想定され、これにより調査者が委縮し、精緻な実態把握が妨げられることは、想像にたやすい。

- ② 処分庁は、審査請求人の訂正請求内容を踏まえ、関係者への聞き取り調査を行ったが、個人情報の本人である児童の長期欠席の理由が教職員との関係をめぐる問題に起因する不登校であるとの主観を形成するに足りる事実は確認できなかったため、訂正しない旨の自己情報部分訂正決定処分を行ったものである。
- ③ 審査請求人は、個人情報の本人である児童の担任教諭が行き過ぎた指導を行って

おり、劣悪な学習環境であったため、当該児童が不登校になったものであり、その原因は「教職員との関係をめぐる問題」であると主張する。しかし、担任教諭の指導の うち、どのような点が過度であったのかについては、具体的な説示がなされていない。

第六 審査会の判断

1 本件自己情報について

本件自己情報は、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の問題行動等の諸 課題について、実態把握を行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早 期対応につなげることを目的になされた調査の結果であり、当該児童生徒の欠席日数、 欠席理由等が記録されている。

2 自己情報開示請求に係る条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示 請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除 き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

条例第20条第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

次に、条例第20条第5号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

3 本件審査請求1に係る条例第20条各号該当性の判断

当審査会は、本件自己情報について実施機関に対し提出を求め、インカメラにより審理を行った。

以下本件自己情報に係る不開示情報部分(以下「本件不開示情報」という。) の条例 第20条各号該当性について検討する。

- ① 本件不開示情報には、個人情報の本人である児童以外の児童の氏名、欠席状況等に関する情報が記載されている。よって、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められるため、同号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。
- ② 本件不開示情報のうち、「状況について」欄には、長欠の理由等に対する学校の所見が記載されていることが確認される。

当該欄の情報は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実施機関が実態を把握 し、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を行っていくに当たっての重要 な情報資源となるべきものであるところ、これらの情報を開示することが前提となれば、当事者又は保護者が質問、苦情、批判等を行うことが容易に想定されることにより、開示されることを前提に、調査者が無難な内容の記載に走り、正確かつ率直な所見を記載することを躊躇するようになることが想定される。

その結果として、ありのままの記載を前提とする調査票として本来具備すべき効用が著しく毀損されることにより、当該同種の問題事案に対する効果的な対応に著しい支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は条例第20条第5号に該当するものと認められるため、同号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。

4 自己情報訂正請求に係る条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の訂正を請求することができること及び訂正 請求を受けた実施機関は当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に 係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければ ならないことを第35条で定めている。

なお、本条に基づく訂正請求の対象は、客観的に判断できる「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。したがって、評価・判断の内容について訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることになる。

条例における個人情報の訂正請求制度の趣旨は、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断については個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求の対象は実施機関の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。

5 本件審査請求2に係る条例第35条該当性の判断

本件自己情報のうち「理由」欄(以下「本件不訂正部分」という。)は、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の問題行動等の理由を記したものである。

本件不訂正部分については、教育委員会が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するために、児童生徒の実態を最もよく表していると判断をしたことを記した部分であることから、実施主体である教育委員会の評価に関する部分である。

よって、本件自己情報の一部を不訂正としたことは、妥当である。

6 その他

審査請求人が審査請求書等において主張する、学校側と審査請求人との認識が一致 しているかを確認するために自己情報の開示が必要である旨その他の主張については、 審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、審査会は上記「第一審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年(2021年)4月30日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 野田邦子